

第2章 道路交通安全の基本政策等

第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点等

1. 交通安全基本計画に係るこれまでの経緯

(1) 交通安全基本計画の概要

交通安全基本計画（以下「計画」と言う。）は陸海空の交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として昭和46年以降5年ごとに作成されており、現行計画は第8次（計画期間：平成18年度～22年度）である。

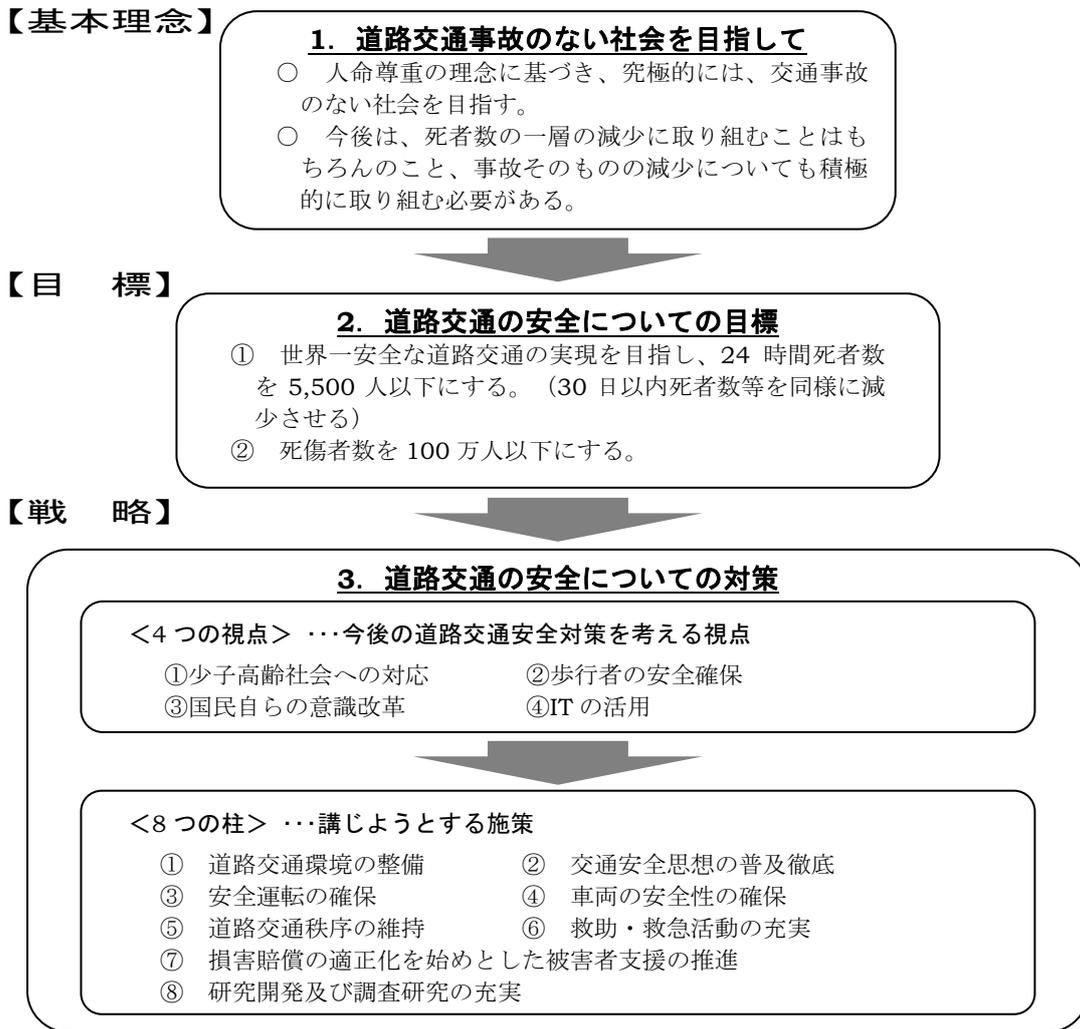
現行計画は、当時、欧州等の計画を参考にしつつ、計画の体系を明確化するとともに、国民にとって理解しやすくするため、『基本理念』（長期的な方向性）、『目標』（期限を明確にした数値目標）、『戦略』（具体的な交通安全施策。4つの視点と8つの柱）で構成されている。

図表 II- 1 交通安全基本計画の推移

| | 第一次 | 第二次 | 第三次 | 第四次 | 第五次 | 第六次 | 第七次 | 第八次 |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|---|---|------------------------------------|--|
| 計画期間 | 昭和46年度～昭和50年度 | 昭和51年度～昭和55年度 | 昭和56年度～昭和60年度 | 昭和61年度～平成2年度 | 平成3年度～平成7年度 | 平成8年度～平成12年度 | 平成13年度～平成17年度 | 平成18年度～平成22年度 |
| 目標 | 昭和50年の歩行者推計死者約8,000人を半減 | 昭和45年の交通事故死者数16,765人の半減 | 昭和60年までに年間の死者数を8,000人以下 | 平成2年までに年間の死者数を8,000人以下 | 平成7年の死者数を年間1万人以下 | 年間の交通事故死者数を平成9年までに1万人以下。12年までに9,000人以下 | 平成17年までに、年間の24時間死者数を昭和54年の8,466人以下 | 平成22年までに、年間の24時間死者数を5,500人以下。年間の死傷者数を100万人以下 |
| 結果 | 昭和50年歩行中の交通事故死者数3,732人 | 昭和55年の交通事故死者数8,760人 | 昭和60年の交通事故死者数9,261人 | 平成2年の交通事故死者数11,227人 | 平成7年の交通事故死者数10,679人 | 平成8年の交通事故死者数9,942人 12年の交通事故死者数9,066人 | 平成17年の交通事故死者数6,871人 | 平成20年の交通事故死者数5,155人、交通事故死傷者数949,226人 |
| | 交通安全施設の整備 | | | | 道路交通環境の整備 | | | |
| | | 民間の交通安全活動の推進 | 交通安全教育の推進 | | 交通安全推進体制の強化等 | | 市民参加型の交通安全活動の推進 | 国民自らの意識改革 |
| | | | 地域の自主的な活力ある交通安全活動の推進 | | 車両の安全性の確保 | | | |
| | | | | | 効果的な指導取締りの実施 | | | |
| | | | 救助救急体制の整備等 | | | | | |
| | | | | | 交通事故の総合的な調査研究の推進等 | | 被害者対策の充 | |
| | | | | | 高齢者の交通安全対策の推進 | | | 少子高齢社会への対応 |
| | | | | | 自動車乗車中死者数の減少方策 若者の交通安全対策 夜間事故対策 高速道路における | | | |
| | | | シートベルトの着用の徹底等の広報 | | | シートベルトの着用の徹底 | シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底 | 歩行者の安全確保 |
| | 歩行者に対する施策の優先的実 | | 地域の実情に即した交通安全対策の実施 | | | | | ITの活用 |

資料) 交通安全基本計画より作成

図表 II-2 第8次交通安全基本計画の構成（道路交通の安全）



資料) 第8次交通安全基本計画

(2) 諸外国の交通安全基本計画

欧米を中心とした先進諸国では、野心的な交通事故削減目標を掲げるとともに、交通安全に関するビジョンが策定されている。

なお、OECD による交通安全に関する報告書「Safety on Roads」（2002）においてビジョンの必要性が強調されるとともに「Towards Zero」（2008）においては、①交通安全のための意欲的なビジョンの採用、②ビジョンに向けた目標の設定等が勧告されている。